

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

<令和 6 年 4 月 1 日現在>

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	一般財団法人 杏仁会
代表者名	伊津野 良治
所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区渡鹿 5 丁目 1 番 37 号 (電話) 096-366-2727 (FAX) 096-363-1185

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	熊本市中央 6 地域包括支援センター
所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区保田窪 1 丁目 1 番 33 号第 2 大田ビル 1 階 (電話) 096-241-0230 (FAX) 096-241-0232
事業所番号	4300100049
管理者の氏名	芹川 真寿美

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		1	
担当職員	10	8	2	8.4	

### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	託麻原・帯山・帯山西の各小学校区
---------	------------------

### (4) 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30~17:15
土曜日	8:30~17:15
営業しない日	日曜日・12月30日~1月3日

3 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容・提供方法

- ア 介護予防サービス・支援計画の作成のための生活機能低下の背景・原因及び課題等の分析（アセスメント）
- イ 介護予防サービス・支援計画の作成、及びそれに基づくサービス事業者等との連絡調整及びその他の便宜の提供
- ウ 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握及び達成状況に関する評価の実施
- エ 訪問介護事業所等から提供もしくはモニタリング等で担当職員が把握した利用者に関する状況の主治の医師等への情報提供
- オ 利用者の同意を得た上で、主治医等の意見を求め、意見を求めた主治医等に対して介護予防サービス・支援計画の交付
- カ 障害福祉制度の相談支援専門員との連携促進のため、特定相談支援事業者との連携の実施
- キ サービスの利用実績を確認し、給付管理表を提出する等の給付管理業務（初回のみケアマネジメントを除く）
- ク 介護予防サービス・支援計画の変更に係る上記（ア）から（ウ）に関する業務
- ケ 介護サービス・介護予防サービス等に関する利用者からの相談等への対応
- コ 要介護認定または要支援認定にかかる申請の補助
- サ 介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストの実施
- シ その他介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る必要な便宜の供与

4 委託する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容・委託先

(1) 委託事業所

---

(2) 委託内容

- ア 介護予防サービス・支援計画（原案）の作成
- イ 要支援等認定の申請代行
- ウ アセスメントの実施
- エ サービス担当者会議の開催（初回のみケアマネジメントを除く）
- オ 計画の実施状況の把握・評価
- カ 給付管理業務（初回のみケアマネジメントを除く）
- キ 日常の利用者との連絡調整
- ク 主治医・サービス提供事業者等との連絡調整
- ケ その他事業所が委託先事業所に指示する事項

(3) 担当介護支援専門員

---

5 費用

(1) 利用料

要支援認定を受けられた方または、熊本市日常生活支援総合事業第1号事業の事業対象者は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者の方は1ヶ月につき下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

介護予防支援費（1月につき）	4,420円
----------------	--------

- ※ 新規に介護予防サービス・支援計画を作成する利用者の方に対して介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを行った場合は、3,000円加算されます。
- ※ 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託して、適切な情報連携等を行った場合は、3,000円加算されます。
- ※ 事業者が指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第二十六条の二に規定する虐待防止措置を未実施の場合は、44円が減算されます。
- ※ 事業者が令和7年4月1日以降において指定介護予防支援等基準第十八条の二に規定する業務継続計画を未策定の場合は、44円が減算されます。

(2) 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、30日までに現金払いまたは下記口座への振り込み送金にてお支払いください。

《振込口座》

肥後銀行 水道町支店

当座預金 210837

口座名義 一般財団法人 杏仁会 理事長 伊津野良治

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

6 事業所の特色等

(1) 事業の目的

一般財団法人杏仁会が運営する熊本市中央6地域包括支援センターは、介護保険法及び関係諸法規に基づき要支援認定者及び事業対象者に対し、利用者本位で権利性が発揮され、利用者の選択によるサービスが提供され、高齢者の自立支援の推進を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

熊本市中央6地域包括支援センターは、要支援認定者及び事業対象者の心身の状況等に応じて適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するとともに、自らその提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの質の評価を行うことと、その他の措置を講ずることにより、常に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを受ける者の立場に立ってこれを提供するものとします。

(3) 虐待防止に関する措置

虐待防止について熊本市中央6地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止の指針に基づき、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(4) その他

事 項	内 容
連絡協議会	当地域包括支援センター圏域の指定居宅介護支援事業所との連絡協議会を3ヶ月に1回程度開催しております。
ウィズ・帯山3・9会	年4回、熊本市障がい者相談支援センターウィズと合同の研修会を開催しております。
従業員研修	年6回程度、介護予防事業に関する研修を行っております。
連絡会	熊本市中央区役所管内の6つの地域包括支援センターで専門職による連絡会を実施しております。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 芹川 真寿美 ご利用時間 8:30~17:15 ご利用方法 電話 (241-0230) 面接 (当事業所 1階相談室) 苦情箱 (1階事業所前に設置)
熊本市の窓口	熊本市役所 介護事業指導課 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 電話 096-328-2793
公的団体の窓口	熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情・相談窓口 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 熊本県市町村自治会館 5 階 電話 096-214-1101

8 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員

あなたを担当する職員は\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

9 その他

事業者が交付するサービス提供証明書等は、利用者の方の介護（予防）等に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

私は、本書面に基づいて事業者の職員\_\_\_\_\_から上記重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人（選任した場合）

住所

氏名

印